# 令和2年度 公共下水道事業

# 本町南部ほか1処理分区中継ポンプ設置工事(その1)

# [特記仕様書]

# 一 目 次 一

第1章 総 則

第2章 汚水ポンプ仕様

第3章 弁 類

第4章 吐出管・サポート類

第5章 電気設備

第6章 据付工事

第7章 使用機器メーカー指定別紙、 ポンプ運転制御方案

## 第 1 章 総 則

## 1. 概 要

本工事は、亀山市に設置するマンホールポンプ設備、電気設備の製作、据付工事について記したものである。

## 2. 準拠規定

受注者は、下記規定及びその関係法規に準拠して施工しなければならない。但し、本 仕様書と重複する事項で相違する場合及び記載なき場合は、双方協議の上決定するもの とする。

- 1) 日本工業規格
- 2) 日本電気工業会標準規格
- 3) 電気規格調査会標準規格
- 4) 電気設備技術基準
- 5) 中部電力電気供給規程及び内線規定
- 6) 労働安全衛生規格
- 7) その他関係法規

#### 3. 設備概要

- 1) ポンプ設備(付属品、配管工事含む)
- 2) 電気機器設備(付属品、動力、操作配線工事含む)

#### 4. 施工範囲

本設備の施工範囲は、設計・製作・工場試験・輸送・据付及び試運転を含むものとする。また、受注者は本仕様書及び図面に示してないもので、製作設置操作上欠くことのできない軽易な材料部品は調達しなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

#### 5. 材料

材料は、本仕様書2の規定に基づき精選吟味し、部品間の関連性があり安全且つ強靭なもので、耐久性のあるものを調達しなければならない。

#### 6. 荷造輸送

各機器の荷造は厳重に施し、輸送途上及び格納中に損傷、発錆及び吸湿等のないようにすること。なお、現地搬入に関しては予め監督員と打合せの上、輸送計画を立てること。

#### 7. 機械取扱指導

本工事の機器類の取扱操作方法、施設運転、保守管理に当たって支障のないよう受注者の負担において管理要員の指導を行うこと。

#### 8. 試運転及び検査

#### (1) ポンプ

JISに基づき揚程、吐出量、回転数、ポンプ効率、運転状態の試験並びに水圧の検査を行うものとする。

#### (2) 弁類

水圧試験等を行うものとする。

#### (3)電気機器

JIS、JEC、JEMその他関係規定に基づき特性試験、絶縁試験、操作試験等を 行うものとする。

- (4) 現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。
  - 機器据付外観検査
  - 配管工事検査
  - 配線工事検査
  - ・ 機器試運転及び調整
  - その他

## 9. 提出書類

#### (1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は速やかに承諾図を提出し、監督員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

#### (2) 工事写真

受注者は、監督員の指示に従い施工前、施工後の状況が対照できるように、工事過程 を原則としてカラーフィルムで撮影しなければならない。また、工事完成後外部から明 視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階、出来形部分及び寸法等が確認できる ように撮影しなければならない。

受注者は、工事完成後撮影した写真をアルバムに整理し、監督員に提出しなければならない。

#### (3) 完成図書

工事完了後、受注者は速やかに完成図書を提出すること。

## 第 2 章 汚水ポンプ仕様

## 1. 水中汚水汚物ポンプ

## (1) ポンプ諸元

処	理		分 区	本町南	部	井田	川·能	裹野		
マ	ンホ	<b>—</b> ,	ル番号	M12-18	8-8	M2	203-2-7	-1		
数		量	(台)	2			2			
ポ	ンプ用	彡式		ボルテッ	クス	ノン	クロ:	ッグ		
П		径	(mm)	50			50			
吐	出	量	(m³/min)	0. 16	,		0.16			
全	揚	程	(m)	3. 5			9. 1			
同	期回車	云数	$(\min^{-1})$				1,800			
電	動機用	彡式		乾	式	水	中	電	動	機
出		力	( k W)	0. 4			0.75			
電		圧	(V)	200			200			
周	波	数	(Hz)	60			60			
起	動方	式		直入			直入			
保	護装	置	温度	電	動	機	浸	水	検	知
ケ	ーブル	延長		20 m			20m			

## (2) 附属品

防水ケーブル	1式
着脱装置	1式
基礎ボルト (SUS)	1式
ガイドパイプ	1式
ガイドサポート固定金具	1式
ポンプ吊上げ用チェーン	1式
その他必要なもの	1式

## (3) 構造

- 1) ポンプは性能の安定したもので、使用流量範囲において電動機が過負荷にならないものとする。また、マンホールポンプの羽根車形状は、固形物の詰まりにくい「ボルテックス」及び「ノンクロッグ」(異物通過粒径=口径の100%)構造とする。
- 2) ポンプケーシングは、良質の鋳鉄製で、鋳肌が滑らか且つ堅牢なもので、衝撃、摩耗、腐蝕を考慮した肉厚のものとする。

- 3) ポンプ羽根車は良質強靭なるステンレス鋳鋼製とし、バランスのとれた安定した性能を発揮するものとする。
- 4) 主軸は強靭な良質のステンレス鋼製とし、動力伝達と危険速度を考慮した十分な強度を有するものとする。
- 5) 軸受は荷重に対して最適な構造の支持容量を有する耐久力のあるものとする。
- 6) 軸封部にはダブルメカニカルシールを使用し、モーターへの浸水を防止する。
- 7) ポンプの吸込口はスカム対策構造とし、ポンプケーシング吸込口に、吸込ノズルを設けるものとする。

#### (4)主要材料及び塗装

1)主要材料

ケーシング	F C 2 0 0
電動機フレーム	F C 2 0 0
羽根車	S C S 1 3
主軸	SUS403
吸込ノズル	SUS304
着脱装置・吐出曲管	S C S 1 3
ガイドパイプ・サポート	SUS304
同上マンホール固定金具	SUS304
吊上チェーン	SUS304

2) 塗 装 エポキシ樹脂塗装

#### (5)性能試験及び検査

- 1) 性能試験及び検査は製造者が自主的に行うものとし、性能試験結果については試験 成績表を3部提出すること。
- 2) ポンプ性能試験はJIS-B8301又はJIS-B8302に準拠すること。

#### 2. ポンプ台版 (予旋回槽)

(1) 仕様

 形
 式
 分割式予旋回槽

 主要材質
 FRP樹脂

 数量
 1基/機場

形 状 寸 法 マンホール径に適合するもの

(2) 構造

ポンプの吸引流を利用して、浮遊物や沈殿物を巻き込んで排出させる構造とする。

(3) 附属品 ボルト・ナット (ステンレス製) 各 1 式

## 第 3 章 弁 類

## 1. 汚水ポンプ用逆止弁

(1) 仕 様

形式ボール式逆止弁口径ポンプロ径同様フランジJIS 10K 適合数量2個/機場

## (2) 構造

- 1) 弁は閉鎖時の急激な水激圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるものとする。
- 2) 弁は開閉動作確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。
- (3) 主要材料

弁箱SCS13弁体ゴム/NBR

## 2. 汚水ポンプ用仕水弁

(1) 仕 様

形式ボール弁または外ネジ式手動仕切弁ロ径ポンプロ径同様フランジJIS 10K 適合

数 量 2個/機場

## (2) 構造

- 1) 弁は閉鎖時の急激な水激圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるものとする。
- 2) 弁は開閉動作確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。
- (3) 主要材料

弁 箱 SCS13

弁 体 SUS304 または SCS13

## 第 4 章 吐出管・サポート類

## 1. 吐出主配管(マンホール内)

(1) 仕 様

立上り管径ポンプ径同様集合管径設計図参照

材 料 SUS304 スケジュール20

小配管ネジ加工において肉厚の薄いものはスケジュール40

ボルト材質 SUS304

施工範囲 汚水ポンプよりマンホール内側第1フランジまで

## (2) 構造

1) 管種は配管用ステンレス鋼鋼管とする。

- 2) 汚水ポンプと吐出管の接合部は分解の際に便利な構造であること。
- 3) 管継手はフランジ継手とし、規格はJIS10Kとする。また、接続用ボルトナットはステンレス製とし、良質ゴムパッキンを付属すること。
- 4) ポンプ起動時の空転防止として、逆止弁の下部より空気抜き用の小バルブ(逆止弁)を設けること。

#### 2. サポートおよび流入バッフル

(1) 仕 様

材質 サポート SUS304または同等品

流入バッフル SUS304または同等品

固定ボルト材質 SUS304

#### (2) 構造

- 1)マンホール内の機器は、必要に応じてサポートにて固定するものとする。
- 2) サポート類は一般構造用ステンレス鋼とする。
- 3) 汚水の流入部には流入バッフルを設け、水面の波立ち防止、汚水中への気泡混入防止、および流入水が直接ポンプにかかるのを防止するものとする。
- 4)流入バッフルの「外形寸法・取付寸法」は、財団法人下水道新技術推進機構「下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル」による。

#### (3) 附属品

ボルト・ナット (ステンレス製) 各 1 式

## 第 5 章 電気設備

#### 1. 概 要

- (1) 本設備は、マンホールポンプ場に電力会社等より下記に記載した内容を引込み、各機器への配線接続を行なうとともに、ポンプ盤等機器の製作、据付、試運転調整までを行なうものである。尚、電力会社等へ支払う工事費は別途とするが、工事の申請手間は本工事に含むものとする。
  - 1) 三相三線式 AC200V 60Hz
  - 2) 単相二線式 AC100V 60Hz
  - 3) NTT 一般回線
- (2) 停電時の対策として、発電電源と手動で切換えができるように、引込開閉器盤に電源 切換用開閉器を設けるものとする。また、可搬式発電機との接続作業が迅速に行えるよ う接続用コンセント付とし、雨天時に盤を閉鎖した状態で接続可能なものする。

#### 2. ポンプ制御盤

形 式 ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形

寸 法 設計図を参照し承諾図により決定

数 量 1面/機場

材質・板厚 SUS304 t=1.5mm 以上

塗 装 色 マンセル5Y7/1

運 転 方 式 単独交互運転(故障時自動飛び越し回路付)

現場警報 回転灯の点灯(盤外部取り付け端子付)

#### 主要盤面取付機器

1個 × 電圧計

2個 × 電流計

2個 × 運転時間計

2個 × 切換スイッチ 設計図参照

1組 × 集合表示灯 LED(設計図参照)

1式 × 名称銘板、その他必要なもの

主要盤内取付機器(※印は別途計上品、組込結線のみとする)

1式 × 配線用遮断器

2個 × 漏電遮断器

2個 × 電磁接触器 (インターロック付)

2個 × 進相コンデンサ

2個 × 3要素保護継電器

2個 × 計器用変流器

※1組 × 水位計変換器、設定器類

※1台 × 非常通報装置

1台 × 計装電源トランス

1式 × 表示灯電源

1式 × 補助継電器 (プラグイン,動作表示付)

1式 × 時限継電器 (プラグイン,動作表示付)

1式 × 避雷器、ヒューズ、スペースヒータ、換気ファン 盤内照明、コンセント(100v)、端子台、その他必要なもの

附属品 盤取付金具(ステンレス製)

そ の 他 盤内スペースは、将来用並列運転改造スペースを確保 リレー盤を基本とし、コントローラを使用する場合は、予備品としてコントローラ (装置の100%) を納品すること。

## 3. 引込開閉器盤

形 式 ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形

寸 法 設計図を参照し承諾図により決定

数 量 1面/機場

材質・板厚 SUS304 t=1.5mm 以上

塗 装 色 マンセル5Y7/1

主要盤内取付機器

1個 × 配線用遮断器

1個 × 漏電遮断器

2組 × 電力量計 (取付スペース)

1個 × 取引用遮断器(取付スペース)

1組 × 双投開閉器 (発電電源切換用)

1個 × 発電機用 3 P コンセント (盤面扉を閉めた状態で接続可能な構造とする)

1式 × 端子台、その他必要なもの

附属品 盤取付金具(ステンレス製)

## 4. 電話保安器箱

形 式 ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形

寸 法 設計図を参照し承諾図により決定

数 量 1面/機場

材質・板厚 SUS304

塗 装 色 マンセル5Y7/1

1個 × 電話回線保安器

1式 × その他必要なもの

附属品 盤装柱金具(ステンレス製)

#### 5. 投込式水位計

形 式 投込圧力式

数 量 1組

電 源 AC 100V

出力信号 DC 1~5V または DC 4~20mA

精 度 ±1.0% FS (変換器との組合せ精度)

計 測 範 囲 打合せにより決定

検出部材質 SUS316

構 成

1台 × 検出器

1組 × 変換器、設定器

1式 × 信号用アレスタ

1式 × 専用ケーブル (ケーブル延長は各ポンプ仕様を参照)

1式 × その他必要なもの

## 6. フロートスイッチ

形 式 転倒式

数 量 設計書による

電 源 AC • DC 24V

接点構造 リードスイッチ

接 点 A接点(上向 ON, 下向 OFF)

主要部材質 ケース:樹脂、重錘:FC

附属品

1式 × 専用ケーブル (ケーブル延長は各ポンプ仕様を参照)

1式 × その他必要なもの

## 7. 非常通報装置

型 式 音声自動通報式(盤内収納形)

電 源 方 式 AC 100V または AC 200V

使 用 回 線 NTT一般回線

通報点数 4点以上

通報先数 3箇所以上

停電待機1時間以上で1回の通報動作が行なえること

録 音 内 容 打合せによる

呼出回数 2回以上

音声録音方式 LSI合成

通報項目 停電,異常高水位,1号故障,2号故障

## 第 6 章 据付工事

#### 1. 機械設備工事

- (1) 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで 行い、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければ ならない。
- (2) 機器および附属部品の取り付けには、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに 配慮すると共に、取り外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管を前後等に設け て取り付けなければならない。
- (3) 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や 汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。
- (4) 配管工事は水平、垂直を確認し美観を損なわないようにして行うものとする。
- (5) ポンプ廻りの配管材料はステンレス鋼鋼管のフランジ加工品を使用し、ボルトナットパッキンで接合するものとする。
- (6) フランジ継手に用いるボルトおよびナットはステンレス製とし、ボルトの締め付けは 片締めにならないように対角交互に締め付け、最後に増し締め確認を行うものとする。

#### 2. 電気設備工事

#### (1) 建柱

建柱、電気設備工事にあたっては、施工前に安定計算を行い、計算結果を提出し、承 諾を得てから施工を行うものとする。

#### (2) 電線及びケーブル

配線工事に使用する電線びケーブルは、各回路の電流及び機械的強度を考慮し、サイズを決定すること。また、これらの最小の太さ(専用ケーブル以外)は  $2 \text{ mm}^2$  (1.6 mm) 以上とする。

電力回路 600V EM-CE

制御回路 EM-CEE(必要に応じEM-CEE-S)

計装回路 EM-CEE-S (必要に応じ専用ケーブル 又は光ケーブル)

接地線 EM-IE (撚線、緑色)

電話回路 FCPEV

#### (3) 電線管

電線管の地中埋設部は、マンホール土木工事にて施工済みの波付硬質ポリエチレン管を使用し、露出部は厚鋼電線管のポリエチレンライニング管を使用する。地中埋設部の波付硬質ポリエチレン管への接続は異種管継手を使用するものとする。

接地線用の電線保護管は、耐衝撃性硬質ビニル電線管を使用するものとする。

マンホールから制御盤への電気配管は、施工時において、湿気、臭気等の混入を防ぐため、プールボックス (ステンレス製)等を設けて電線管路の縁を切り、通気孔を設けること。

## (3)接地工事

第3種接地工事(ED)の極は、接地棒を使用し、接地抵抗値が規定値にならない場合は補助棒を追加すること。接地棒を使用する場合は、直径 10mm 以上、長さ 1,500mm 以上であること。

## 3. 塗装工事

- (1) 機器の塗装はメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。
- (2) メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器、材料については特に指定してあるもの 以外は機械類は錆止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各1回塗装を原則とする。また、 仕上げ塗装の色彩については監督員の指定を受けるものとする。

#### 4. 試運転調整

- (1) 各機器の現場据付後、発注者の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い成績書を提出すること。
- (2) 試運転終了後、監督員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

#### 第5節 引渡しおよび保証

- (1) 本工事の引渡しは、当検査員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
- (2) 本工事引渡し後の保証期間は、満2ケ年とする。なお、保証期間中に受注者の責任に 帰すべき原因による事故が生じた場合には指定する期間内に無償にて補修、または良品 に取り替えること。

## 第 7 章 使用機器メーカー指定

## 1. 一般事項

- (1) 同一品種の関連ある機器については、一社製品を使用すること。
- (2) 指定された製造業社以外に、受注者の申請によって同等の資材として監督員が認めたものについては、これを使用することができる。
- (3) 指定のない機器についても、優秀品を選定して使用すること。
- (4) 指定された設備及び装置の機器類については、受注者の責任において選定するが、 監督員の承認を得るものとする。

#### 第2節 使用機器メーカー指定(五十音順)

(1) ポンプ

本、特記仕様に適合するもの。

(2) 弁類

(株)キッツ 東洋バルヴ(株) 日立バルブ(株) またに
------------------------------

(3) 配線用遮断器、電磁接触器類

(4)補助継電器、タイマー類

オムロン(構) (㈱東芝 (㈱日立製作所 富士電機㈱ 三	電機㈱
------------------------------	-----

(5) 各種スイッチ類

オムロン㈱	㈱東芝	㈱日立製作所	富士電機㈱	三菱電機㈱

(6) 投込式水位計

JFE7ドバンテック㈱ ㈱東芝 ㈱日立製作所 富士電機㈱ 横河電機㈱ ポンプタ
---

(7) 引込開閉器盤

河村電器産業㈱	日東工業㈱	パナソニック㈱
---------	-------	---------

(8) 非常通報装置

本、特記仕様に適合するもの。

## ポンプ運転制御方案

#### (1) 水位による自動運転

マンホール内の水位が運転開始水位(HWL)になると、ポンプ1台が自動始動し送水する。 その後、水位が停止水位(LWL)まで低下すると(タイマー設定運転後)自動停止する。

#### (2) ポンプの運転方法

運転方法は単独交互運転または並列交互運転(交互追従運転)とする。

#### 1) 単独交互運転;本設備

ポンプ2台の内1台が運転し、残り1台は待機する。運転中のポンプが停止水位に到達後、 自動停止し、再び水位上昇により運転開始水位 (HWL) に達すると待機していたポンプが 運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰返し交互運転する。

2) 並列交互運転;適用外(但し、将来並列交互運転の改造が可能なスペースを確保) 上記1) 単独交互運転機能に加えて、水位が1台目運転開始(HWL1)よりさらに上昇し、 (HWL2)に達した場合には、2台目のポンプが追加始動して並列運転を行う。

#### (3) 自動飛越し運転回路

運転中にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで1台のポンプで運転を継続する。

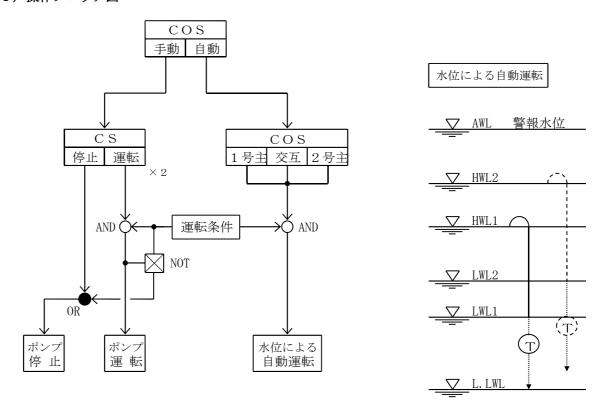
#### (4) 異常警報

異常発生時に自動通報装置または監視装置にて通報する。

警報項目 (例) : 1号ポンプ故障

2号ポンプ故障 異常高水位 停電

#### (5) 操作ブロック図



運転条件

保護Ryが動作中でないこと (MCCB, ThRy, ELR, その他ポンプ保護装置等)

## 特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	☑ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名: 本町南部処理分区下水管渠布設工事(その3)	<ul><li>✓ 調整項目 ( □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整</li><li>✓ 施工順序の調整 □ その他 ( ) □ 別途協議 )</li></ul>
	井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事 (その3) 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□
	□ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他()	□ 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 (□ 別添図等 □ No. ~No. □ 別途協議 ) □ 完了見込み時期 (□ 令和 年 月頃 □ 別途協議 )
	□ 仮設ヤードの有無 	□   仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他( ) □ 別途協議 )         □   仮設ヤード使用期間( ) □   仮設ヤードからの運搬距離(L = km) □   使用条件・復旧方法( )
公害対策関係	□ その他 ( )	□ その他( )
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 施工時期 ( )
	□ その他( )	□ 地下水位等の測定 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □
	,	
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 (□別添図等 □ その他( )□別途協議 ) □ 交通誘導警備員の配置 □別添図等 □ その他( )□別途協議 ) □ 指定路線 □ 指定路線以外 □ 配置人員数 本町南部処理分区1人 (うち交通誘導警備員A(1人))
		□   交通誘導警備員の配置期間 ( ) )
	□ 近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり  ・近接公共施設 (□鉄道 □電気 □電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ( ))  ・近接施設 □ 擁壁 ( )□ブロック塀 □ 家屋 □ その他 ( ))  ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。  □ 工法制限あり  ・制限を受ける工種 ( )  ・制限内容 ( )
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 保安要員の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	<ul><li>✓ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</li><li>✓ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</li></ul>
		☑ その他 ( 施工に関して事前に埋設物調査を実施し、施工機械等の接触による損傷事故を防止すること。)

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 No. 1

## 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 用地及び構造 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	□ その他( )	□ その他(
仮設備関係	□仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件       (□ 別添図等       □ その他(       )□ 別途協議       )         □ 転用あり(       回)       兼用あり(       )         □ その他(       )       )
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他( )	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 施工方法 ( ) □ その他 ( )
建設発生土 • 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件( □ 別途図面 □ 運搬距離 (L = km) □ 受入料金あり □ 受入料金なし □ 別途協議 □ その他 ( ) )
	□ 建設発生土受入地未定	□ 受入地未定につき別途協議する。( □ 暫定運搬距離L = km、 □ その他( ) )
	□ 産業廃棄物の処理条件あり	□ 産業廃棄物の種類 (□コン塊□アス塊□木材□汚泥□その他()) □ 産業廃棄物の処分地 (□再生処分場()□最終処分場()□別添図書□その他() □別途協議) □ その他() □別途協議) □ たの他() □別途協議) □ たの他の項目() □別途協議) □ たの他の項目() □別途協議) □ たの他の項目() □別途協議) □ たいに記入のこと。 □ 別途協議) □ 総装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。
	□ その他( )	「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や世状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。
工事支障物件関係	工事支障物件あり	□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( ) □ 移設時期 ( □ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □   防護 ( )
	□ その他	□ その他( )

No.2

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

# 17

## 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件 ( ) 工法区分 ( ) 材料種類 ( ) 施工範囲 ( ) □ 削孔数量 ( ) 注入量 ( ) その他 ( )
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	口 工法関係 (
	□ その他( )	□ その他 ( )
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	☑ 再生材の種類( □ 再生Asコン □ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ) ☑ 再生材が使用出来ない場合の措置( □ 新材に変更 □ その他(      ) ☑ 別途協議 )
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	□ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく	☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。
	認定製品の使用について	(認定製品の品名:□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング ☑ その他 ( 基礎材 ) )
		□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )
	□ その他 ( )	□ その他 ( )
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 保管場所 ( ) 期間 ( ) その他 ( )
		□ 品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( ) その他 ( )
	□ 支給品あり	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		時期(令和 年 月 日) その他( )
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法 (□ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他 ( ) ) □ 引渡場所 (□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他 ( ) ) )
		数量 (
		□ 現場環境改善の内容(率分)( ) )
		□ 現場環境改善の内容(積上)( )
	□ その他( )	□ その他(
適用条件	☑ 適用条件	☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和2年 9月 1日))
		☑ 三重県公共工事共通仕様書 第1編 1章 1-1-3 2. 設計図書の照査 に基づく照査を実施すること。 また、照査の実施において契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。
		□ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用
		□ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を
		適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成30月7月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。
		☆成別図音が照直元子後、美心について監督員と励識りること。 □ 支援技術者
		1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示一(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求めらた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみ
		なす。     3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。     4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者:
		☑ 設計変更(工事一時中止)を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン(三重県県土整備部 平成29年7月)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 設計変更(工事一時中止)を行う際には、 (□ 農業農村整備事業 □ 漁港漁場関係工事 □ 森林整備保全事業 □ 重県企業庁が所管する工事 )における工事一時中止に係るガイドライン
		( □ 三重県農林水産部 平成29年7月 □ 三重県企業庁 平成29年7月 ) を参考とする。(三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照)

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件 監督の区分 共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する	□ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった 場合は、全ての工種を重点監督とする。) □ 重点監督	□ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月を適用(三重県IPF「三重県の公共事業情報」を参照 ) □ デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用(三重県IPF「三重県の公共事業情報」を参照 ) □ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県IPF「三重県の公共事業情報」を参照 ) ☑ 工事における新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用(三重県IPF「三重県の公共事業情報」を参照 ) □ その他(
表1-2、表1-3 入札・契約方式	□ 入札時VE方式 □ 契約後VE方式 □ 契約後VE方式 □ 設計・施工一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。) で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電子納品	<ul><li></li></ul>	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、( □ 2 2 部 □ ( ) 部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル (令和 元 年 7 月改訂)を適用
産業廃棄物税	☑ 産業廃棄物税	✓ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
 工事カルテ 作成・登録	☑ 工事カルテ作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム	☑ 建設副産物情報交換システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☑ 下請企業の次数制限	✓ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	□ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	□本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において 規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内 に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請け に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	<ul><li>✓ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。</li><li>✓ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。</li></ul>

No.4

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
不当介入を 受けた場合の 措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	<ul> <li>▼ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について         <ul> <li>(1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</li> <li>(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこ。</li> </ul> </li> </ul>
工事実態調査	□ 工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、 同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☑ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

No.5

# 工事特記仕様書

- 1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事 執行規則によらなければならない。
- 2. 設計図書の照査
  - 2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。
- 3. 施工計画書
- 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
  - (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
  - (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- 3-2 段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。
- 3-3 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 3-4 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。
- 3-5 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければばらない。

## 4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

## 5. 開削工

- 5-1 開削工については、1日の作業終了毎に原則としてアスファルト舗装による復旧を行い交通解放を行うこと。(未舗装道路は除く)
- 5-2 埋戻土及び砂基礎については、「公共共仕」の4-3-3盛土工に基づき転圧を充分に行ない、復旧部分の陥没等が生じないよう施工を行うこと。
- 5-3 土留工の施工については、『建設工事公衆災害防止対策要綱』に基づき、施工を行うこと。
- 5-4 全面舗装部分については、管布設後速やかに舗装を行うこと。
- 5-5 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。
- 5-6 主要幹線の圧送管については、施工後監督員立会のもと水圧試験を行うこと。
- 5-6 マンホール間の距離が 50m を超える箇所については、管内のテレビカメラ調査を完成報告書提出前に行い調査報告書の提出及び電子媒体にて調査映像を1部提出すること。

## 6. 排水処理

- 6-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を請負者の責任において講じなければならない。
  - (1)受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
  - (2)受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
  - (3) 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
  - (4) 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
  - (5) 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策 を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に

より、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

## 7. 現場管理一般

#### 7-1 保安

- (1) 必要に応じ適切なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって 事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。
- (4) 工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)における掘削等の復旧部分について、1日の作業前および作業後に陥没・沈下および亀裂等の損傷の点検を行い、もし損傷が確認された場合は速やかに補修を行うこと。

#### 7-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分協調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

## 7-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

## 8. 損害補償

- 8-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。
- 8-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、請負者で事前に調査を行うこと。
- 8-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8-4 事前家屋調査については三重県業務委託共通仕様書の工損調査共通仕様書に基づき実施すること。

#### 9. 瑕疵担保

9-1 工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補修を行うこと。

## 10. 竣工時の提出書類

- 10-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
- 10-2 公共ます設置台帳を指定の用紙により作成し、提出すること。
- 10-3 基準点より、マンホールの座標データを提出すること。
- 10-4 完成図を提出すること。

## 11. 検査

- 11-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 11-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

## 12. その他

- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員及び関係機関へ提出する こと。

- 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
- 12-4 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 12-5 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、 監督員に作業終了確認の連絡をすること。
- 12-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
- 12-7 バックホウ・振動ローラ等の建設機械等については、低騒音型・排出ガス対策型のものを使用すること。
- 12-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。
- 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーで提出すること。
- 12-10 工事写真については基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-11 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、翌月3日までに監督員に提出しなければならない。
- 12-12 マンホール蓋デザインは、関第一から第五処理分区については「町並み/アスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナショウブ」 を使用すること。
- 12-13 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 12-14 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。
- 12-15 局地的な大雨に対する下水道工事における安全対策について、情報収集、作業中止基準、対応方法等を施工計画書に記載すること。
- 12-16 境界確定されている箇所については、座標管理をし、境界鋲を復元すること。

- 12-17 As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請負通知書に記載すること。
- 12-18 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-19 週間工程表を提出すること。
- 12-20 近隣事業所及び住民の車両等の迂回路が確保できるよう努めること。
- 12-21 マンホール内の作業にあたり、酸素欠乏症等による事故を未然に防ぐため、作業前の安全確認と作業時に事故防止の対応 措置をすること。

## 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、 ③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重な る場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における 朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着 替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者 等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、 他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、 三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変 更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策 について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用 (例)

< 共诵仮設費>

- ●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・ 交通費
- ●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

## <現場管理費>

- ●現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ●現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ●遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象 外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。) であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受 注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合 がある。